

区分・種別	県指定有形文化財(建造物)		
名 称	こうがんじさんじゅうのとう 興願寺三重塔		
所 在 地	四国中央市三島宮川三丁目字亀水		
所 有 者	興願寺	管 理 団 体	
指定年月日	平成16年4月16日		
解 説	興願寺三重塔は、昭和34（1959）年に、徳島県阿南市に所在する、第21番札所太龍寺から移建したもので、建立当初の姿がほぼ再現されていると考えられる。 この三重塔は、一階を三間四方とし、内部に四天柱を立て、床を張り、廻縁を設け、心柱は一階天井で止めて一階内部に下ろさないという、中世以来の典型的な塔婆の形式を示すものである。 一階内部は、四天柱のうち後方二本を来迎柱とし、唐様の須弥壇^{むだん}を置く。二重以上は、塔婆の通例に従って、内部を仕上げず、各重間には床も張られていない。心柱は一階天井の上方に渡された、心柱受けの柱盤で止まるが、その柱盤に直に立つのではなく、鉄鎖を用いて上重から吊り下げる構造となっていて、柱盤からは少し浮き上がっている。 この三重塔は、江戸時代の建立の割には各重の低減率が著しく大きく、古式な姿を見せている。細部は和様を基調とするが、各重に用いられている三手先の組物には、強い鎬を取った唐様の尾垂木^{おだるき}を入れており、江戸時代らしい様式の混合を見せている。初重の中備は蓑束とする。軒は、初重のみを扇繁垂木^{おうぎしげたるき}とし、二重三重を平行繁垂木とする。 昭和の移建時には損傷が著しかったようで、初重の廻縁^{まわりぶち}、蓮子窓^{れんじまど}、隅柱一本、二重及び三重の廻縁と腰組、各重の化粧垂木全部と組物の一部が取り替えられている。また、三重の小屋組材をはじめ、内部の構造材にも昭和材が混入している。		

